平成２８年（フ）第５８０号
兵庫県尼崎市常吉２丁目５番16―302号
債務者　森　智恵美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２６号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目10番２号
債務者　中野　　巧
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３０号
兵庫県西宮市段上町２丁目５番24号
債務者　髙山冨貴子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４６号
兵庫県西宮市甲子園九番町10番３―501号
債務者　奥西　　妙
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４０号
鳥取県米子市西福原９丁目19番25号　Ａ101号、前住所東京都足立区保木間４丁目13番８号　メゾン・アリコヴェール202
債務者　秋鹿さやか
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３１８号
愛媛県松山市余戸東５丁目17番23号
債務者　永井　初枝
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４０号
長崎県長崎市布巻町165番地１　三和中央病院、旧住所長崎県長崎市土井首町238番地３県営住宅毛井首団地Ｒ棟103号
債務者　吉田　**隆**男
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
大分市今津留１丁目４番４号（ＣｏｕｎｔｒｙＲｉｖｅｒ今津留102）
債務者　新谷　裕二
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６５号
大分市大道町５丁目１番15号（コーポサトウ大道405）
債務者　佐々木美千代
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６２号
宮崎市大坪西２丁目16番７－２号　県営住宅、前住所宮崎市大字恒久6586番地３　有田アパート201号
債務者　横山　篤史
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５０号
福島県須賀川市西川字山寺１番地１　司コーポ203号
債務者　菅野　政行
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
川崎市宮前区神木本町１丁目２番２号　プラザ神木Ａ　102
債務者　竹内　和夏（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
長野県松本市中条14番15号　荒井住宅11号
債務者　西村　一也
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第８２号
長野県飯田市駄科14番地（ハイツ東203号）
債務者　小平　乃愛（旧名歩）
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第８６号
長野県飯田市鼎上山3751番地１（小原アパート梅号）
債務者　土田　順子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県揖保郡太子町東保253番地３　タウニィ神田　105号室、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町上寺22番地４
債務者　小谷　真市
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１０３号
山口県下関市古屋町１丁目６番19号　下田方
債務者　八幡フクヱ
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係